

公共工事における建設業法第 26 条第 3 項第 2 号に規定する監理技術者及び監理  
技術者補佐の取扱基準

4 総経発第 10076 号  
令和 4 年 4 月 13 日  
改正令和 7 年 9 月 5 日

(目的)

第 1 条 大田区（以下「区」という。）が発注する公共工事のうち、大田区契  
約事務規則（昭和 39 年規則第 18 号）第 79 条の規定により契約の締結を請求  
する案件における建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）（以下「法」という。）  
第 26 条第 3 項第 2 号に規定する監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いにつ  
いて、統一的な取扱いを定めることにより、円滑な契約事務の確保及び公共  
工事の適正な施工の確保を目的とする。

(定義)

第 2 条 この取扱基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に  
定めるところによる。

- (1) 公共工事 区が発注する建設工事（法第 2 条第 1 項に規定する建設工  
事をいう。）をいう。
- (2) 専任特例 2 号による監理技術者 法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用  
を受ける監理技術者をいう。
- (3) 監理技術者補佐 法第 26 条第 3 項第 2 号の政令で定める者として、建  
設業法施行令（昭和 31 年政令第 276 号）第 29 条に該当する者をいう。

(専任特例 2 号による監理技術者の配置要件)

第 3 条 区が専任特例 2 号による監理技術者の配置を認める公共工事は、当該  
兼任をする全ての公共工事が次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 現場が大田区内であること。
  - (2) 契約金額が 1 億 8,000 万円未満であること。ただし、兼任を認めた後、  
契約金額が 1 億 8,000 万円以上となった場合は、この限りでない。
  - (3) 専任特例 2 号による監理技術者が兼務できる件数が 2 件までであるこ  
と。
  - (4) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
  - (5) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補若しくは一級施工管理技士等  
の国家資格者又は学歴や実務経験による監理技術者の資格を有する者であ  
ること。ただし、監理技術者補佐の法第 27 条の規定に基づく技術検定種目  
は、専任特例 2 号による監理技術者に求める技術検定種目と同じであるこ  
と。
  - (6) 専任特例 2 号による監理技術者は、工事希望申込日（指名競争入札に  
付す場合であって希望申込みを伴わないものは開札日、随意契約による場  
合にあっては見積書の提出日）において、監理技術者補佐は、配置を予定  
する日において、それぞれ 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあ  
ること。
- 2 前項の規定にかかわらず、発注者は、次のいずれかに該当する場合は、兼  
任を認めない。

(1) 総合評価方式（大田区建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）試行要綱（平成24年6月15日区長決定）に基づく入札方式）により落札者を決定するもの

(2) 単価契約による工事

(3) 仕様書等において兼任を認めないと定めた工事  
（配置を認める場合の表示）

第4条 専任特例2号による監理技術者の配置を認める公共工事の場合にあつては、その旨を次に掲げるとおり表示するものとする。この場合において、表示する内容は、専任特例2号による監理技術者又は監理技術者補佐に関する各種法令又は通知等に準拠したものとし、工事設計部署は、仕様書等において明記する。

（委任）

第5条 この取扱基準に定めるもののほか、公共工事の発注時における専任特例2号による監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則

1 この基準は、令和4年4月15日から施行し、同日以降に契約する工事請負契約について適用する。

2 この基準は、令和7年9月5日から施行し、同日以降に契約する工事請負契約について適用する。